

災害廃棄物の再生利用の取組状況

◆ 再生利用の2つの柱(案)

1

公共事業における再生資材の活用

【環境省、国土交通省、農林水産省】

- ◎コンクリートがらなど汎用性の高い再生資材については、廃棄物部局と公共事業部局の情報をマッチングし、利用を加速。
- ◎海岸防災林等において、瓦くず等、汎用性が低く、かつ品質が確保された再生資材についても盛土材としての活用を検討。
- ◎海岸防災林など国施工の事業については、津波堆積物やその他再生資材を率先して活用。
- ◎災害廃棄物を海岸防災林、公園緑地、宅地の整備に活用するための技術的指針を策定し、地方公共団体の取組を支援。
- ◎災害廃棄物を原燃料とするセメントの公共事業での使用を促進するため、インセンティブの付与を検討。

2

産業界による受入れ

【環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省】

- ◎木くずを燃料とするボイラー等を持つ民間の工場が災害廃棄物を受け入れるための条件を整理し、必要な措置を検討中。
- ◎また、災害廃棄物を原燃料とするセメントの公共事業での使用を促進するため、インセンティブの付与を検討。
(再掲)